令和８年度第１回
立川市文化振興推進委員会
資料５

文化芸術振興支援体制の現状と課題

令 和 ８ 年 ７ 月

文化スポーツ部地域文化課

目次

１．文化芸術振興支援をとりまく状況 2
（１） 文化芸術振興に向けた市の方針 2
（２） 文化芸術振興への取り組み 5
２．文化芸術振興支援体制の現状と課題 6
３．他自治体アーツ・カウンシル導入事例 8
（１） 東京都 8
（２）埼玉県さいたま市 9
（３）新潟県新潟市 10
４．アーツ・カウンシル導入に向けた課題 12
（１）アーツ・カウンシル導入の趣旨 12
（2）アーツ・カウンシルに求められる機能 12
（３）アーツ・カウンシル運営体制の構築 13

１．文化芸術振興支援をとりまく状況

（１） 文化芸術振興に向けた市の方針

①第５次長期総合計画前期基本計画

【政策方針（文化・スポーツ）】

文化や学び、スポーツの機会を充実させ、まちの魅力を高めます。

市民の文化芸術活動やスポーツ、生涯学習など、地域に根ざした活動や幅広い学びを支援するとともに官民連携による文化芸術活動やプロスポーツ団体等との連携を推進し、文化の香り高いまちづくりを進めます。地域の伝統的文化については、先人の英知が生かされた本市の魅力として後世に引き継いでいきます。

【前期基本計画（施策：文化芸術の振興）】

［目的］　だれもが身近に文化芸術に触れることができる、多様な文化芸術活動を支援する

［課題］

１．文化芸術は人々が社会的・精神的に豊かな生活を送るための基盤ともいえるため、誰もが良質で多様な文化芸術に触れる場や機会の充実が求められている

２．地域の文化芸術の振興を進めていくうえで、地域の文化芸術活動が活発に行われるように環境を整備し、その人材育成支援と活躍の場を創出するための支援体制の構築が課題となっている

【基本事業】

１．文化芸術に触れる機会の充実

○「まち全体が美術館」構想を推進するとともに、様々な形で活動している文化芸術団体の連携により、文化芸術を身近に感じられるまちを目指す

○ファーレ立川アート鑑賞教室や小中学校訪問事業をはじめとする芸術鑑賞事業、ワークショップ等により、子どもの感性を育てる

２．文化芸術活動の発信・支援

○地域文化振興財団と連携して、地域での文化芸術活動を支援する体制の構築に取り組む

○立川いったい音楽まつりや市民文化祭、伝統的文化等の自主的な文化芸術活動を支援する

○たましん RISURU ホール（市民会館）について、文化性の高いパフォーマンスを提供し鑑賞できる場を目指す

【成果指標】

○日頃から文化芸術に触れる機会がある市民の割合

○文化芸術活動を行う市民団体との共催

②第５次文化振興計画（個別計画）

文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であるとともに、立川市第５次長期総合計画の前期基本計画における文化芸術分野を推進するためのものである。

また、本計画は文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」および、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としても位置付けられている。

取組方針		取組施策		具体的な取組	
1	ふれる、たのしむ	1	だれもが身近に文化芸術に触れ、親しむことができる機会を充実する	1	地域における文化芸術活動の支援
				2	文化芸術イベントの開催
				3	市内公共施設や公共スペースの活用
				4	民間施設の文化芸術活動への活用推進
				5	子ども対象文化芸術事業の充実
				6	学生・若者・障害者等の文化芸術活動への参加促進
2	はぐくむ、ささえる	2	アーティストやボランティアなど文化芸術活動のつくり手や支え手を支援し、持続的に活動できるしくみをつくる	1	文化芸術を支える人材・ボランティアの育成
				2	アーティスト・文化芸術団体等の支援
				3	文化芸術活動の相談・支援体制の強化
3	つたえる、とどける	3	地域での文化芸術活動を広く発信し、その魅力を伝える	1	文化芸術資源を生かしたシティプロモーションの展開
				2	効果的な情報発信
		4	地域の文化財・伝統文化を保存し、次世代に伝える	1	文化財・伝統文化の継承、市史の編さん
				2	文化財・市史編さん資料の保存・活用方法の検討
4	つながる、ひろがる	5	文化芸術活動にかかわる地域の団体、資源のネットワークを広げ、相互の連携を支援する	1	多様な主体や他の分野との連携・交流の促進
				2	文化芸術にかかわる情報のプラットフォームづくり
				3	文化芸術コーディネーター（仮称）の検討

➤４つの取組方針を実行していくために、すべての取組において以下の手法を重視していく。

【デジタルテクノロジーの活用】

デジタルテクノロジーを効果的に活用することによって、文化資源の有効活用がより一層促進されるとともに、多様な表現活動や鑑賞方法が普及するなど、文化芸術体験の可能性が広がることが期待される。デジタル媒体による市史編さんの成果等の情報発信や、オンラインでの鑑賞機会の創出など、誰でも身近に文化芸術に親しめる環境づくりに取り組んでいく。

【多様な主体との連携】

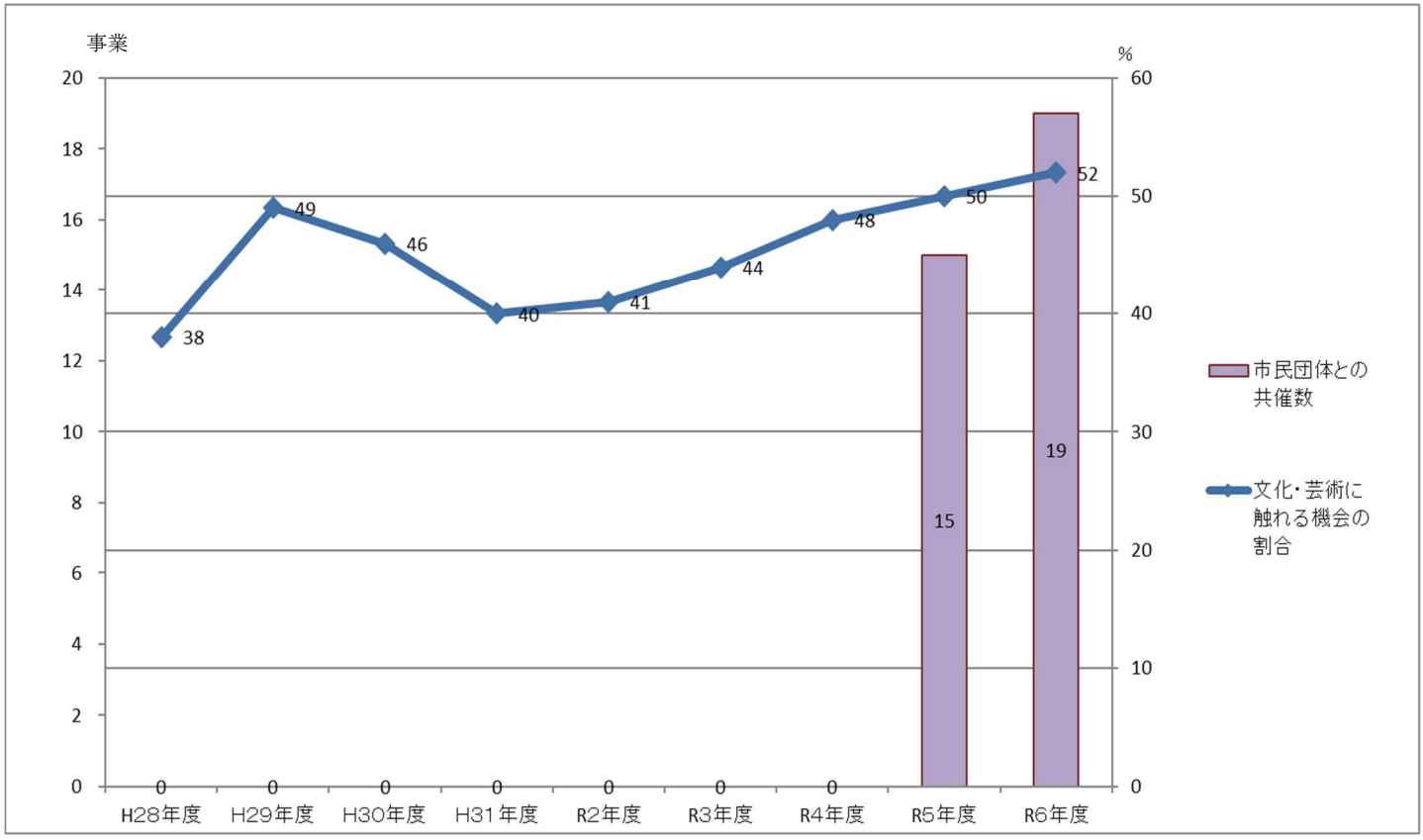
本計画を着実に推進していくためには、市民、地域の文化芸術活動団体、アーティスト、商店街、ＮＰＯ、民間の事業者、大学等の教育・研究機関、さらに文化芸術に関心を持つ様々な人々と連携・協働して取り組むことが重要である。本市は、これまでも様々な団体や関係師関等と連携を図りながら文化芸術振興の取組を進めてきたが、今後も本計画の基本的な考え方を共有しながら、多様な主体と連携を図ることで、文化芸術施策の充実に取り組んでいく。

【地域文化振興財団との連携強化】

地域文化振興財団は、文化芸術の振興に関する事業を推進し、地域社会の発展及び健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、昭和 63（1988）年 4 月 18 日に設立された。
平成 23（2011）年 4 月には公益財団法人となり、文化芸術に関する活動の幅を広げており、本市の文化芸術の振興の中心的役割を地域文化振興財団に求めていく。

本計画の 4 つの取組方針「ふれる、たのしむ」「はぐくむ、ささえる」「つたえる、とどける」「つながる、ひろがる」に基づく具体的な取組を、地域文化振興財団の総合力、専門能力を生かしながら、更なる連携強化を図り、推進していく。

［市民が文化・芸術に触れる機会の割合・市民団体との共催数（成果指標）］



（２） 文化芸術振興への取り組み

【これまでの経過】

平成 21（2009）年 12 月

文化芸術条例の理念に基づき、文化芸術振興の支援機関として「立川文化芸術のまちづくり協議会」が設立された。協議会は、市民団体や有識者、企業、行政等の多様な会員で構成されており、官民一体となり文化とやさしさのあるまちづくりを進めている。

平成 24（2012）年 12 月

旧庁舎跡施設が「子ども未来センター」として生まれ変わり、平成 26（2014）年１月に「たましん RISURU ホール(立川市市民会館)」がリニューアルオープンするなど、文化芸術に触れ参加する文化拠点施設の整備も進めた。

平成 27（2015）年

旧多摩川小学校跡施設を活用した「たちかわ創造舎」がオープン、令和２（2020）年度には都市軸沿道まちづくりの最後の区画に「GREEN SPRINGS」が開業し、多摩地区最大規模となる約 2,500 席のホール「立川ステージガーデン」や「たましん美術館」がオープンするなど、文化芸術を振興する環境は、充実されていく方向にある。

平成 27（2015）年

障害者が制作したアート作品に多くの人々が触れることで、障害者や広く福祉について考え、より身近に感じてもらうことを目的として、アール・ブリュット立川実行委員会が「アール・ブリュット立川 2015」を伊勢丹立川店で開催した。その後も毎年、市内各所でアール・ブリュット作品の展示を行い、その魅力を多くの人に伝えている。立川駅西地下道、東地下道アート化事業においても、アール・ブリュット作家による作品が壁画を彩り、障害の有無を超えた交流の師会を生み出している。

また、文化芸術作品の鑑賞にとどまらず、60 年を超える歴史を有する市民文化祭、たちかわ演劇祭、立川いったい音楽まつり等、市民自ら企画・創造し発信する事業が数多く展開されている。地域文化振興財団が主催する小学校訪問事業やキッズワークショップをはじめ、アーティストとの協働型事業も増えてきている。

令和６（2024）年 10 月

30 周年を迎えたパブリックアート「ファーレ立川アート」の 109 点の作品群を「まち全体が美術館」構想の中核と位置づけ、維持管理や周知活動に取り組んできた。これらの作品は世界的にも非常に価値のある貴重なアート作品群であり、今後も市民や愛好者とともに、素晴らしさを広く発信して守り伝えていかなければならない。

２．文化芸術振興支援体制の現状と課題

（１） 立川市地域文化振興財団・まちづくり協議会の役割分担が不明確

①財団の役割

『立川市文化芸術のまちづくり条例』

［立川市］ 文化芸術の振興を図るための施策を総合的かつ効果的に推進

［財　団］ 文化芸術の振興の中心的役割

芸術性の高い舞台公演など市民の芸術鑑賞機会の提供、市民からの文化芸術に関する総合相談受付、子どもたちの感性を育む事業の実施や文化芸術の情報発信など、文化芸術にかかわる事業・支援等を幅広く展開し、文化芸術振興の中心的役割を担う（第５次文化振興計画より）

②「立川文化芸術のまちづくり協議会」の役割

アーツ・カウンシルとしての役割を果たしている面もあるが、常勤で対応できる体制ではないため、その役割には限界がある。立川市地域文化振興財団との位置付けを整理する。

文化芸術の育つ環境づくりを主たる目的とし、文化芸術振興の支援機関として情報発信、人材育成等の文化芸術活動の支援を行うことを通して文化振興に寄与する（第５次文化振興計画より）

ア）　協議会の役割と構成



イ）　支援への取り組み

① 文化芸術の情報収集及び提供に関すること
　稽古や発表の会場情報、人材の情報など

② 文化芸術を支える人材の育成に関すること
　ボランティア講習の開催、ボランティアの派遣など

③ 文化芸術の振興に必要な資金に関すること
　助成金制度の立ち上げ、資金に関する情報提供など

④ その他、市民の文化芸術活動の支援に関すること

（2） 財団とまちづくり協議会の重複事業整理の必要性

◯現在の運営形態

＜文化芸術活動支援業務＞

[財団所管]

○文化芸術の鑑賞並びに活動の普及及び支援に関する事業

1）公演支援事業（立川いったい音楽まつり・多摩フレッシュ音楽コンサート・アーティスト支援事業）

2）活動支援事業（文化芸術のまちづくり協議会・ファーレ立川アート管理委員会・立川シアタープロジェクト実行委員会支援）

3）企画相談事業（高齢者のつどい開催）

[文化芸術のまちづくり協議会所管]

○市民の文化芸術活動の支援に関すること（補助金交付・市民ライター育成等）

＜広報・宣伝業務＞

[財団所管]

○広報宣伝・友の会事業（ムーサ発行・HP、SNS 運用）

[文化芸術のまちづくり推進協議会所管]

○文化芸術の情報収集及び提供に関すること（立川ビルボード運営）

（3）現行運営体制を見直す視点

1）より効果的な役割分担を検討

①活動支援業務の一本化

市内団体自主事業活動補助事務の一本化

②広報・宣伝活動の一本化

ムーサ発行、HP 運営等（立川ビルボード運営を含む）の一本化

2）新たな運営体制の確立

①現行運営体制の見直し

○担当業務量を明確にし、必要な人員体制を確保する

（例）運営主体となる職員を配置し、文化芸術活動を全面的に支援する

◎PD（プログラムディレクター）・PO（プログラムオフィサー）配置

②現行事業の見直し

○新たな運営体制構築のため、現行事業の見直しを行う

3．他自治体アーツ・カウンシル導入事例

（1） 東京都

①「東京都歴史文化財団」と「アーツカウンシル東京」との役割分担について

アーツカウンシル東京は、歴史文化財団内に設置されている。

・財団事業全体に係る企画調整業務（財団が指定管理者等として運営する文化施設含む）
・財団、アーツカウンシル東京及び館の広報業務
・芸術文化に関する助成事業、人材育成事業、イベント事業、教育普及事業、人材育成事業等の企画運営等（「活動支援事業」・「企画相談事業」含む）を担当

②東京芸術文化評議会の所管事項の見直しについて

東京芸術文化評議会は、文化振興のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、専門的な見地から調査審議するため、「東京都文化振興条例第 17 条」に基づき設置された知事の附属機関である。アーツカウンシル東京は、東京芸術文化評議会での政策提言やこれを踏まえた東京都の芸術文化政策の下、事業を実施している。また、事業評価およびカウンシルボードでの議論等を踏まえ、東京都への事業提案等も行っている。所管事項の見直しの予定はない。

③アーツカウンシルの運営体制について

【3 部 7 課で構成】 部署の数や事業数が増すことにより、個別事業の推進のみでは、組織全体（アーツカウンシル東京総体）としてのミッションや目標が不明瞭となることが懸念されるため、組織全体を見通す企画機能が重要な機能の一部であると感じる。また、事業実施だけでなく、当財団が芸術文化の専門家集団として、積極的に東京都に向けて事業提案を行う必要性を感じているため、R7 年度からは、組織内に調査担当部署を新設しリサーチ機能を強化している。

④アーツカウンシル東京の活動内容に対する評価方法（活動・成果指標の設定内容等）について

・財団全体の事業評価としては（一部アーツカウンシル東京事業の評価を含む）、東京都における政策連携団体（外郭団体）への評価制度である「グループ連携事業評価」により、都の施策目標に繋がる協働目標を設定し、事業評価を行っている。
・アーツカウンシル東京の事業評価としては、PDCA シート等を活用し、毎年度、個別事業ごとに自己評価及び外部評価者による評価を実施している。

（２）埼玉県さいたま市

①さいたま市文化振興事業団との役割分担の見直し内容について

さいたま市では、既存の公益財団法人である「さいたま市文化振興事業団」内に、「アーツカウンシルさいたま」の事務局を設置し、さいたま市文化振興事業団に市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を構築することを目指している。

なお、「アーツカウンシルさいたま」で行う事業は、さいたま市文化振興事業団で従前行っていた事業を切り離したものではなく、市で行っていた助成金事業及び新規で行う相談支援事業や芸術祭後の市民プロジェクト事業等を行っている。また、広報については「アーツカウンシルさいたま」で行うとともに、市の広報媒体も所管課を通じて利用している。

②文化芸術都市創造審議会の所管事項の見直しについて

「さいたま市文化芸術都市創造審議会」は、市長の諮問に応じ、「さいたま市文化芸術都市創造計画」策定及び施策について調査審議を行う機関となるため、直接アーツカウンシルを評価するための機関ではない。

なお、アーツカウンシルさいたま内に、アーツカウンシルさいたまの運営方針、助成事業の採択団体、市の文化政策への提言などに関する諮問機関として、外部有識者で構成する「アドバイザリーボード」を設置している。

③アーツカウンシルの運営体制について

アーツカウンシルさいたまでは、PD・PO は外部の専門人材を任期付職員として雇用し、さいたま市文化振興事業団のプロパー職員を配置している PC に OJT 等を行うことにより、組織全体の専門性向上を図っている。ただし、PD・PO が任期付職員であるため、情報・ノウハウの蓄積や人脈・ネットワークの形成等の面で、継続的にその専門性を確保する仕組みが課題となっている。

④アーツカウンシル活動内容の評価方法（活動・成果指標の設定内容等）について

アーツカウンシルさいたまの活動内容は、さいたま市総合振興計画に基づくものであり、その成果指標も間接的ではあるが、当計画（実施計画）にて設定されている。

具体的には、以下の 3 つの成果指標をもとに評価を行っている。

①市民サポーター活動、市民プロジェクト、国際芸術祭の参加者数

▶令和 7 年度の目標値 30,000 人

②支援団体数（助成、活動場所斡旋、団体間連携コーディネートなど

▶令和 7 年度の目標値 70 団体

③助成金を活用して市民等が実施した文化芸術事業の件数

▶令和 7 年度の目標値 70 件

（３）新潟県新潟市

①新潟市芸術文化振興財団との役割分担の見直し内容について

新潟市では、役割分担の観点ではなく、（公財）新潟市芸術文化振興財団（以下「財団」）の機能強化を目的に、財団内に設立した。財団には、アーツカウンシル新潟設立以前から助成制度があったが、助成金の交付が主目的の制度運用をしていた。アーツカウンシル新潟設立以降は、市民の文化芸術活動の活性化を主眼とする中間的支援組織として財団の助成制度を引き継ぎつつ、資金面の支援だけではなく事業運営に関する助言等、伴走的な支援を行っている。

また、令和 5 年度以降は、財団が指定管理者として管理する施設（りゅーとぴあ）とアーツカウンシル新潟の連携を進めており、令和 7 年度に示した財団の中期経営計画では、財団内におけるアーツカウンシル機能の活用を推進するとしている。

②文化創造推進委員会の所管事項の見直しについて

1 平成 29 年度～令和 5 年度「新潟市文化創造交流都市ビジョン」

新潟市文化創造推進委員会では、新潟市の文化創造交流都市ビジョンに基づく事業の成果検証に加え、アーツカウンシル新潟の検討・評価を担っていた。新潟市の文化施策の推進体制の一部として、アーツカウンシル新潟の事業報告と自己評価、所管課による評価を推進委員会へ報告、フィードバックを受けて、次年度以降の取り組みに反映した。

2 令和 6 年度～令和 13 年度「新潟市文化創造都市ビジョン」

今後、文化創造推進員会は廃止を予定している。外部の有識者には、市から案件に合わせ、随時個別に意見や助言を求め、機動的に文化政策を進めていく。新潟市文化創造都市ビジョンの中間評価時期（令和 9 年度）には、文化創造推進委員会とは別の評価に関する会議体を設置し、ビジョンに関する評価について助言してもらう予定である。ビジョン（総合計画の分野別計画）は市が責任を持って評価していく。また、新潟市芸術文化振興財団（アーツカウンシル含む）をはじめとする中間支援組織と円滑な連携を進め、専門人材による市民への支援や事業を実施している。

③アーツカウンシルの運営体制について

アーツカウンシル新潟設立（平成 28 年 9 月）から令和 4 年度まではプログラムディレクター（PD）とプログラムオフィサー（PO）を設置していたが、令和 5 年度からは PO のみの体制（うち 1 名はチーフプログラムオフィサー）である。PD の役割はアーツカウンシル新潟の設立にあり、実際の支援等は PO で担うことでアーツカウンシル新潟の機能を果たしていくと整理し、現在 PD 職は休止している。

④アーツカウンシル活動内容の評価方法（活動・成果指標の設定内容等）について

【活動】

・東京 2020 大会の文化プログラムを推進し、大会終了後も地域文化の発展を牽引する核となる組織として、アーツカウンシル新潟を設立した。beyond2020 の申請窓口として市庁内での周知を図ることができた。

・新潟市文化創造交流都市ビジョン（平成 29 年度～令和 5 年度）の成果検証に関する協力体制

をとっていた他、新型コロナウイルス感染拡大時には、市内で文化芸術活動をされている方々を対象とした調査とその結果に基づく施策の提案など、市の文化政策に対する助言・提案等をもらった。

・伴走支援による助成制度の運用や文化芸術活動に関する相談対応、令和 5 年度以降展開されている座談会などにより、市民の文化芸術に対する意見を収集するなど、現状の把握とそれに応じた助成制度の設計、文化政策に対する助言などが進められている。

【成果指標の設定】

・アーツカウンシル新潟設立～令和 5 年度

アーツカウンシル事業の成果は、新潟市の文化創造推進員会で検証し、市で評価を実施した。

行政職員が保有していない専門的・先進的・広範な文化芸術の知識・人脈・技術をもって継続的な取り組みが行われたと評価している。

・令和 6 年度～

アーツカウンシル新潟の中長期計画を策定し、それに基づく自己検証シートを作成しており、年度ごとに成果検証を行う。

・定例的な取り組みとして、新潟市とアーツカウンシル新潟の情報共有会議を毎月 1 回行い、事業の進捗と成果の情報を共有している。

・現時点では、これまでのアーツカウンシル新潟におけるノウハウの蓄積、市民や文化芸術団体との協力・連携関係の蓄積の上に、多様で創造的な市民の文化芸術活動の活性化が認められ、中間支援組織として、行政を補う役割を果たしていると評価している。

4．アーツ・カウンシル導入に向けた課題

（１）アーツ・カウンシル導入の趣旨

地域に根ざした文化芸術資源と関連他分野における施策との有機的な連携を図ることで生み出される様々な価値を、新たな文化芸術を創造する原動力へと変えていくことにより、市民の心豊かな暮らしや地域の活性化につなげていく。

今後は、これまで以上に多様で充実した施策の展開が必要となるため、文化芸術に関する政策を総合的に推進する機能として、「アーツ・カウンシル（機能）」を新たに導入することにより、文化芸術の推進に係る体制の強化を図り、様々な施策を効果的かつ着実に推進していく。

（２）アーツ・カウンシルに求められる機能

①「計画策定等に向けての専門的知見の提供（調査・研究事業）」

地域の課題や改善点を調査し、地域に何が必要かを研究し、プログラムを開発する機能が求められる。また、行政に対して、専門的知見の提供による支援が期待される

アーツ・カウンシル機能導入市が取り組んでいる文化芸術振興施策等に関する調査・研究を行い、文化振興計画策定に向けた提案・助言を行う。最終的には、政策提言ができるまでのレベルアップを目標とする

②「文化芸術活動団体への支援（相談・コンサルティング事業）」

各地域で、さまざまな文化活動をする団体のレベルアップを図るための支援が求められ、文化団体の経営基盤を強化するための的確なアドバイスが期待される

文化活動団体等の活動内容や運営上の課題等について共有を図る機会を創出するなど、プラットフォームとしての役割を果たすとともに、課題解決に向けた情報提供等を行うコンサルタントとしての役割も担う

③「文化芸術活動団体への支援（助成事業）」

文化芸術活動団体への補助金交付助成事業の継続が望まれる

文化芸術団体の活動初期段階での補助金交付を行い、団体の自立に向けた活動を支援する

④「研修事業の実施」

地域文化振興の担い手となる人材の育成が期待される

次世代のリーダー育成に向けて、専門研修や意見交換の場を提供するなど、人材育成事業の充実を図る。また、「アートサポーター養成講座（市民ライター養成等）」を継続実施する

⑤「広報・情報発信事業の実施」

地域の文化芸術資源に関わる情報等について調査研究を行うとともに、国内外における最新の取組事例など、新たな文化芸術の創造に係る情報収集を行い、積極的に発信していくことが求められる

「立川ビルボード」の管理・運営を担うとともに、ホームページや SNS を通じて積極的に文化芸術関連情報の発信を行う

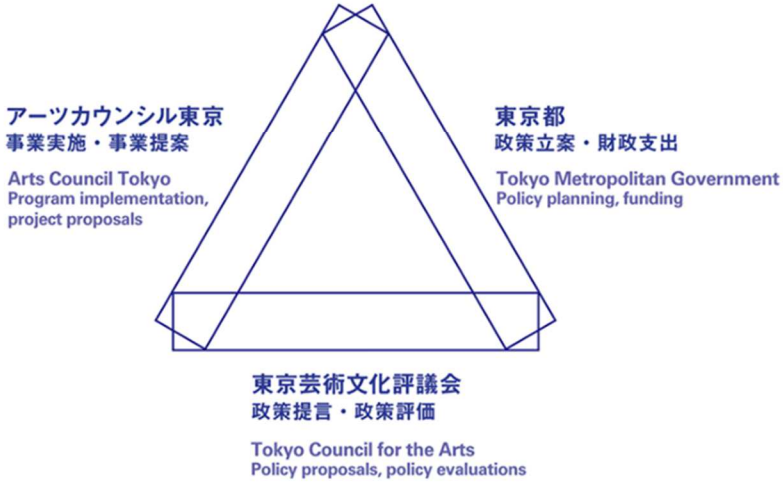
(３)アーツ・カウンシル運営体制の構築

立川市文化振興推進委員会では、第５次文化振興計画策定にあたり、文化芸術振興を統括できるコーディネーターの役割や可能性について議論され、「文化芸術コーディネーター（仮称）」を位置づけるための検討が提言された。「文化芸術コーディネーター（仮称）」のような高い専門性を備えたスタッフによる各種文化芸術支援を実現するためには、その中心となる制度の構築が必要となる。

本市における現状の文化振興支援体制としては、立川文化芸術のまちづくり協議会による情報収集・発信、人材育成、交流促進・連携、財政的支援が行われているが、任意加盟の協議会メンバーによる対応には人的限界がある。また、財団による地域コミュニティ事業等に関連した各種支援や相談支援が適宜行われているが、より効果的な事業運営を目指すためには専門的な人材と組織を整える必要がある。

アーツカウンシル東京の位置づけ

アーツカウンシル東京は、東京芸術文化評議会での政策提言やこれを踏まえた東京都の芸術文化政策の下、事業を実施します。また、事業評価およびカウンシルボードでの議論等を踏まえ、東京都への事業提案等も行っていきます。



文化芸術振興支援体制の現状と課題

発　行　日　令和 8（2026）年 7 月

編集・発行　文化スポーツ部地域文化課

立川市錦町 3 丁目 3 番 30 号

TEL 042-523-2111 内線 4502